

豊田市小中学校アジア各国・地域に関する異文化理解学習業務委託仕様書

豊田市小中学校アジア各国・地域に関する異文化理解学習業務委託に関する契約の締結に際し、委託業務を円滑かつ効果的に行うため、本委託業務の遂行に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1 委託業務名

豊田市小中学校アジア各国・地域に関する異文化理解学習業務委託

2 委託場所

豊田市御幸町ほか地内

3 委託期間

委託期間の開始日から令和9年3月25日まで

4 委託目的

本市では、外国につながりのある児童生徒の増加、多国籍化の進展、市内での散在化など、学校現場における多様性が一層高まっている。こうした状況の中で、児童生徒が国際理解を深め、多文化共生の意識を育むことは、国際社会及び地域社会で活躍できる人材育成の観点から極めて重要である。

本業務は、令和8年度に開催されるアジア・アジアパラ競技大会を契機として、豊田市内の小中学校においてアジア各国・地域に関する学習や異文化理解学習を実施し、文化・言語体験や交流を通じて児童生徒が世界とのつながりを実感できる機会を提供することを目的とする。

5 委託業務の概要

本業務は、以下の（1）～（6）の内容を含むアジア各国・地域に関する異文化理解学習を実施するものとする。

- (1) アジア各国・地域に関する異文化理解学習授業を企画・実施
- (2) 本市の資源（ヒト・コト・モノ）や地域を題材とした学習機会の創出
- (3) アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機とした多様な文化や価値観に触れるための取組
- (4) 学校との調整、教員支援、事前説明等の実施
- (5) 学習プログラム及びマニュアルの作成、教材・ワークシート等の作成
- (6) 事業の実施状況の記録、成果の整理・分析、及びそれらに基づく報告書の作成

対象： 別紙、小中学校一覧の小学校75校の小学生5年生～6年生および中学校28校の1年生～3年生のうち各学校が希望する学年
ただし、小規模校は学校が希望すれば低学年を含む複数学年や全校生徒で行う。

定員： 1回300名程度まで

実施回数： 各校につき1回（小学校：45分、中学校：50分）
※ただし、台風等の自然災害、学級閉鎖、その他やむを得ない事情により実施が困難となる場合、または学校の状況により、実施校数が予定より減少することがある。その場合は、工期末の学校の数等、実施状況に合わせて減額することがある。

実施時期： 令和8年6月1日以降

本業務の実施にあたっては、国際理解教育及び異文化理解学習に関する専門性を有する体制を整え、企画から運営まで適切に遂行し、事業成果の測定に向けた必要な情報提供や整理が行える組織構成とすること。業務全体を統括する業務担当責任者を中心に、学校との日程調整や事務手続きを担う主任担当者を明確にし、関係者が連携して業務を推進すること。

また、講師については、アジア圏出身の外国人とし、必要に応じてアジア各国・地域に関する専門家、外国につながりのある住民、国際交流団体等と連携し、学習機会や交流機会の質を高める体制を構築すること。さらに、実施校との連絡体制や緊急時の対応体制を明確にし、安全かつ円滑な運営を図ること。

6 成果物の提出

本業務の成果品は、以下のとおりとする。実施報告書は当該月の実施分を月末にまとめて翌月の10日までに提出するものとする。様式は問わない。

- (1) 実施計画書
- (2) 学習プログラム及びマニュアルの作成、教材・ワークシート等
- (3) 事業の実施状況の記録、成果の整理・分析、及びそれらに基づく報告書の作成

7 再委託について

- (1) 乙は、業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。この業務における主たる部分とは、「豊田市小中学校アジア各国・地域に関する異文化理解学習業務」のうち全体管理または企画に係る業務をいう。
- (2) 乙は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、印刷製本、デザイン、資料整理など、当該業務の付随的・補助的な簡易業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としない。

- (3) 乙は、上記（2）に規定する業務以外の再委託に当たっては、事前に書面により甲の承諾を得なければならない。また、人材派遣会社よりスタッフの派遣を受ける場合も同様とする。
- (4) 乙は、業務を再委託に付す場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、豊田市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置期間中の者、豊田市暴力団排除条例及び豊田市発注契約にかかる暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているものであってはならない。
- (5) 乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

8 支払い

- (1) 契約金額の支払いは、6月・9月・12月の末日及び業務完了時を支払整理日として、4回の分割払いとする。
- (2) 每回の支払額は、契約金額から消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）相当額を除いた額の1／4に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、契約金額から消費税相当額を除いた額の1／4に100円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を最終回にあわせて支払うものとする。

9 業務体制について

- (1) 本業務を円滑に行うため、事業全体の運営体制並びに緊急時の管理体制及び対応を定め、甲に報告すること。また、本業務における業務担当責任者を1名選任し、併せて甲に報告すること。さらに、業務計画表（打合せ、会議等の開催時期の提案を含む）を契約締結後遅延なく提出すること。
- (2) 「豊田市小中学校アジア各国・地域に関する異文化理解学習業務委託プロポーザル」において、乙が行った提案内容及び人員体制を遵守すること。
- (3) 個人情報の保護
　　豊田市個人情報の取扱いに関する特記を遵守しなければならない。

10 その他

- (1) 本委託業務の遂行に当たっては、事前に甲と十分協議を行うこと。また、委託期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (2) 本業務で作成された成果物の著作権は、甲に帰属するものとし、甲の承諾なくほかの公表又は貸与、使用できない。ただし、本業務開始前に受注者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツに係る著作権については、この限りではない。
- (3) 成果物について契約不適合があった場合は、完了検査を終えていても乙によって修正を行うこと。

- (4) 本仕様書に示す内容は委託者の要求水準を示すものであり、事業者の創意工夫による代替手段でこれらと同等、またはそれ以上の効果が確実に見込まれる場合には、代替手段の提案を妨げるものではない。
- (5) 業務遂行過程において生じた疑義や、本仕様書に定めのない事項については、豊田市業務委託契約約款によるもののほか、甲乙が別途協議して決定する。また、仕様書の内容に変更が生じる場合は、変更契約するものとする。